

熊本県司法書士会役員等手当支給規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県司法書士会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第31条第2項の規定に基づき、役員等手当の支給に関し、その適正な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則を適用する役員等の範囲は、次の通りとする。

会 長
副会長
常任理事
理 事
監 事
綱紀委員
支部長

(役員等手当の支給)

第3条 役員等手当は、役員等が就職してから退職するまでの期間、第5条に定める年額を支給する。ただし、毎会計年度末日までに支給することができる。

- 2 役員等が死亡した場合において、死亡した役員等の役員等手当に未払分があつたときは、その役員等手当は、当該役員等の遺族に支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員等がその職務に従事しなかつた期間が3月を越えた場合には、その期間の役員等手当は支給しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、役員等又は役員等が社員である司法書士法人が、司法書士法(以下「法」という。)第47条または法第48条の懲戒処分を受けた場合、その懲戒処分を受けた日の属する月以降の期間の役員等手当は支給しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、役員等又は役員等が社員である司法書士法人が、法第61条及び会則第105条の注意または勧告処分を受けた場合、理事会の議を経て、その注意または勧告処分を受けた日の属する月以降の期間の役員等手当を支給しないことができる。

(役員等手当の併給)

第4条 役員等が任期の途中で退職又は死亡したために、他の役員等が退職又は死亡した役員等(以下「退職者等」という。)の職務を兼ね又は行った場合(以下「兼務」という。)は、当該役員等(以下「兼務者」という。)に対し、退職者等が受けていた役員等手当の2分の1を兼務者の役員等手当に併給することができるものとする。

2 役員等が傷病等により、その職務に従事することができなくなつた場合(以下「傷病者等」という。)において、3月以上にわたつて、他の役員が傷病者等の職務を兼務したときは、兼務者に対し、傷病者等が受けていた役員等手当の2分の1を兼務者の役員等手当に併給することができるものとする。

3 副会長が第1項又は第2項以外の事由により常任理事を兼務したときは、副会長に対し、常任理事が受けるべき役員手当の2分の1を副会長の役員手当に併給することができるものとする。

4 第1項又は第2項の規定により併給する場合の役員等手当は、退職者等が会長、副会長又は常任理事であつた場合には、当該退職者等の役員等手当の額による。

(役員等手当の額)

第5条 役員等手当の額は、次の通りとする。

会 長	年額	金400000円
副会長	年額	金200000円
常任理事	年額	金180000円
理 事	年額	金70000円
監 事	年額	金40000円
綱紀委員	年額	金40000円
支部長	年額	金70000円

(期間計算)

第6条 役員等手当は、就職の日から、その月の属する年度の定時総会終結の時までを1年として計算する。

2 期間が1年に満たない場合には、月割り計算とする。

3 第1項又は第2項の規定にかかわらず、役員等が就職した日はその月の1日から就職したものとし、役員等が退職した日はその月の末日に退職したものととして計算する。第4条の併給の場合も同様とする。

(遺族の範囲と順位)

第7条 この規則に定める遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とし、その順位は、記載の順序による。

(1) 役員等であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母

(2) 役員等であつた者の葬祭を行う者

2 前項に定める順位により同順位者が2人以上あるときは、年長者を先順位者とする。

(細則への委任)

第8条 この規則に定めのない事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。